

京都市告示第 4 1 号

地方税法第 4 1 1 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産（土地及び家屋）の価格等の全てを登録しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 2 5 年 4 月 1 日

京都市南区長 東 村 昌 樹

（南区役所区民部固定資産税課）